

伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会設置要綱

平成26年4月16日  
伊予市教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 伊予市図書館、文化ホール等(以下「施設」という。)の建設基本計画(平成25年3月策定)に沿った施設の管理運営計画(以下「管理運営計画」という。)を策定するに当たり、調査、検討等を行うために、伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営計画の策定に必要な基本方針並びに事業計画、管理体制並びに市民参画等の調査及び検討に関すること。
- (2) その他管理運営計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関・団体等の代表者又は構成員
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から管理運営計画を策定した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し、委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局社会教育課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

説明事項等 ② 報告事項

(1) 施設の検討経緯（伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画より抜粋）

図書館・文化ホールの建設場所については、利用する側の視点が重要で、建設後の運営面にも充分配慮しなければならないため、市街地付近で場所を検討したところ、現在の中央公民館や図書館等のある敷地を候補地としました。

図書館、文化ホール、公民館機能を併設した形で、施設の共有化や一元管理も可能であり、個々に建設するよりもライフサイクルコストが抑えられ、さらに立体駐車場も整備すれば、駐車場も一定確保できると考えました。

以上の経緯により、この場所を建設地とし、図書館、ホール機能、公民館機能を合わせた複合型文化施設を建設することにしました。

(2) 設計について

設計者の選定にあたっては、伊予市図書館、文化ホール等新築工事設計業務プロポーザル審査委員会において行った審査の結果、特定者として「株式会社山下設計関西支社」を選定し、設計業務に係る委託契約を締結しました。

現在、設計委託業者により、整備計画策定のための市民参画によるワークショップを行っています（計10回程度）。

(3) 管理運営計画策定について

管理運営計画の策定にあたっては、支援を委託することとし、伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画策定支援業務プロポーザル審査委員会において行った審査の結果、特定者として「株式会社シアターワークショップ」を選定し、管理運営計画策定支援業務に係る委託契約を締結しました。

年度	ハード事業	ソフト事業
26	基本設計	<b>管理運営計画（基本計画）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新施設の位置づけ</li> <li>・ 現状・課題の調査、分析</li> <li>・ 管理運営の基本方針</li> <li>・ 市民参画と協働のあり方</li> </ul>
	実施設計	
27	※中央公民館、解体	<b>管理運営計画（実施計画）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設運営計画（開館日、開館時間、利用料金等）</li> <li>・ 運営組織体制</li> <li>・ 広報計画</li> <li>・ 自主事業、貸館事業に係る計画</li> <li>・ 開館準備計画</li> </ul> 等
28	主体工事	
29	外構工事等	
30	※図書館、解体	
		開館

## 説明事項等 ③ 管理運営検討委員会の運営について

伊予市管理運営検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

### ア 会議及び会議録の公開について

#### (ア) 会議の公開について

「伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則」に準じ、傍聴要領を定めて運営する。

#### (イ) 会議録の公開について

会議終了後、事務局において、次の事項により会議の概要を作成、委員に提示し、かつ伊予市のホームページにおいて公表するものとする。

- 開催日時及び場所
- 案件及び協議の概要
- 当該会議資料の全部又は一部
- その他必要な事項

### イ 会議の招集等について

会議を開催しようとするときは、委員に対し、会議の1週間前までに通知する。

### ウ その他

その他、委員会の運営において必要な事項が生じた場合は、委員会において協議する。

## 説明事項等 ④ 管理運営計画の策定にあたって

### (1) 計画策定業務の背景及び目的

伊予市では、「参画と協働の郷（くに）づくり」を掲げており、未来を担う子どもたちから高齢者までの市民一人ひとりが自発的に参画し、協働による豊かなまちづくりを目指しています。特に子どもたちには、芸術文化、生涯学習の発展に資するため、幼い頃から参画する機会を与えることが必要であると考えます。

以上を踏まえて、伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画は、「伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画」に掲げる基本理念『学び はぐくみ つながる 出会いの広場』に基づき、施設の役割や望ましい姿を見据え、管理運営における重要な視点と基本的な考え方を明確にするために策定するものです。

### (2) 市民ワークショップとの連携

現在、設計者の支援のもと、基本理念に基づく素晴らしい建物を目指して、市民の皆さんとともに計画づくりを進めるワークショップが開催されています。

管理運営計画検討委員会では、市民ワークショップでの意見・提案等を、より現実的かつ具体的な形となるよう協議を進めていきます。

例えば、開館日や開館時間を拡張するための組織体制（人員数等）や、建物を維持していくための収支計画（利用料金の検討等）、\*自主事業や貸館事業の運営方針などについて、新施設に与えられる使命・役割を十分に踏まえたうえで、利用者に対するサービスの質や施設の管理を維持するための計画について検討します。

また、市民一人ひとりが参画できる場づくりや、産官学民が協働する管理運営についても視野に入れた考察も加えます。

### 【自主事業と貸館事業】

自主事業 … 運営主体自らが作品創造や人材育成を行う事業

- ・ 通常運営（各施設に係る通常業務）
- ・ 企画運営（各施設に係るイベント事業企画、企画展示）
- ・ 産官学民連携
- ・ ボランティアの連携強化、育成
- ・ 補助金申請、寄付集め など

貸館事業 … 市民や活動をする組織などに施設を貸し出す事業

- ・ 貸出業務（受付、調整、利用料金に係る業務等）
- ・ 活動支援（発表の場の設定、活動組織同士の交流等）
- ・ 稼働率の向上に向けた取組み

## ■管理運営計画の目次(案)

### I 現状及び検討経緯

1. 建設基本計画
  - (1) 基本理念
  - (2) 各施設の機能等の考え方
2. 各施設の事業等の実施状況
  - (1) 図書館
  - (2) 文化ホール
  - (3) 公民館
3. 検討委員会及びワークショップで市民から挙げられた課題
  - (1) 図書館
  - (2) 文化ホール
  - (3) 公民館

### II 管理運営方針

1. 複合施設全体のあり方
2. 図書館のサービス方針
3. 文化ホールの事業方針
4. 公民館の事業方針
5. 複合施設の良さを活かす運営組織の方針

### III 今後の展開

1. 開館までのスケジュール
2. 次年度の検討課題

### IV 参考資料

1. 市民ワークショップの検討結果
2. 検討委員会の検討結果

※検討過程において随時設計者と協議し、基本設計に対する管理運営面からの要望を行います。

(本計画の策定予定は平成27年3月のため、ここで施設要件を載せても、実施設計段階で反映するのは困難であるため)

※今後の検討結果によって、構成が多少変わる可能性があります。

※管理運営の各方針の詳細及びその他の計画については、27年度の検討事項とします。

## ■検討スケジュール及び開館までのスケジュール概略

### 1. 今年度の検討スケジュール

市民ワークショップでは、建設基本計画をベースとしながら施設のあり方について広くご意見を伺い、協働して設計を進めることが主な目的です。

一方、この検討委員会では、市民ワークショップで挙がる運営面に関する様々なご意見等をもとにしながら、地域を代表する委員の皆さんとともに本施設の運営のあり方を探り、具体的な将来像や管理運営方針の検討を行うことが目的です。

庁内での協議も併せて行い、「管理運営基本計画」(平成26年度)、「管理運営実施計画」(平成27年度～平成28年度)を策定します。

また、検討経過は、随時市民ワークショップや基本設計にフィードバックし、運営の目指す形に沿った設計となるように調整していきます。

	市民ワークショップ	検討委員会
平成26年度	6/22 第1回 まちと施設の関係を考える	8/5① ・検討経緯の確認 ・今後の検討にあたってのポイント ・運営の方向性ごとの事業内容・事例
	7/13 第2回 ・3つの施設の検討課題を考える	
	8/10 第3回 ・文化ホールをじっくり考える	9月上旬② ・文化ホールの運営の方向性
	8/31 第4回 ・文化ホールの魅力づくりと運営	
	9/21 第5回 ・図書館の魅力づくりと運営	9月下旬～10月上旬③ ・図書館の運営の方向性
	10/19 第6回 ・公民館の魅力づくりと運営	10月下旬④ ・公民館の運営の方向性
	11/9 第7回 ・基本設計を現地で原寸確認する	11月下旬⑤ ・3施設の事業方針のまとめ ・複合のメリットを活かす運営のあり方
	※期間が開いてしまうので、必要に応じてワークショップまたは検討委員会を開催	
27年度	2月 第8回 ・市民が利用しやすい運営方法	3月中旬⑥ ・貸館の方針(ホール・公民館) ・市民参画のあり方 ・管理運営基本計画(素案)の確認
	3月 第9回 ・市民協働の運営組織	
27年度	5月 ⑩手作りオープニングイベント	(次年度の検討委員会課題とする)

※上記は、市民ワークショップが現在予定している議題通り進んだ場合のスケジュールです。議題に変更により、管理運営の話をする機会が減った場合は、検討委員会にて検討を進めたり、管理運営面からのワークショップを追加開催して、遅れや検討漏れが生じないようにします。

## 2. 開館までのスケジュール

	直営の場合	指定管理の場合
26年度	市民ワークショップ開始	
	検討委員会開始	
	基本設計終了	
	管理運営基本計画策定(前述の目次の内容)	
27年度		管理運営の詳細検討
	管理運営の詳細検討	
		管理運営実施計画策定
28年度		指定管理者公募準備
	管理運営実施計画策定	設置条例議決
	設置条例議決	指定管理者公募開始
29年度	所管課設置、開館準備業務開始	指定管理者決定
		開館準備業務開始
	竣工・引っ越し	
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品・図書等の搬入・レイアウト</li> <li>・ 習熟 (多様な利用に安全に対応するための確認、トレーニング等)</li> </ul>	
	供用開始(事前に開館記念式典を行う可能性あり)	

※あくまで現段階での予定であり、開館時期の設定等によって大きく異なります。